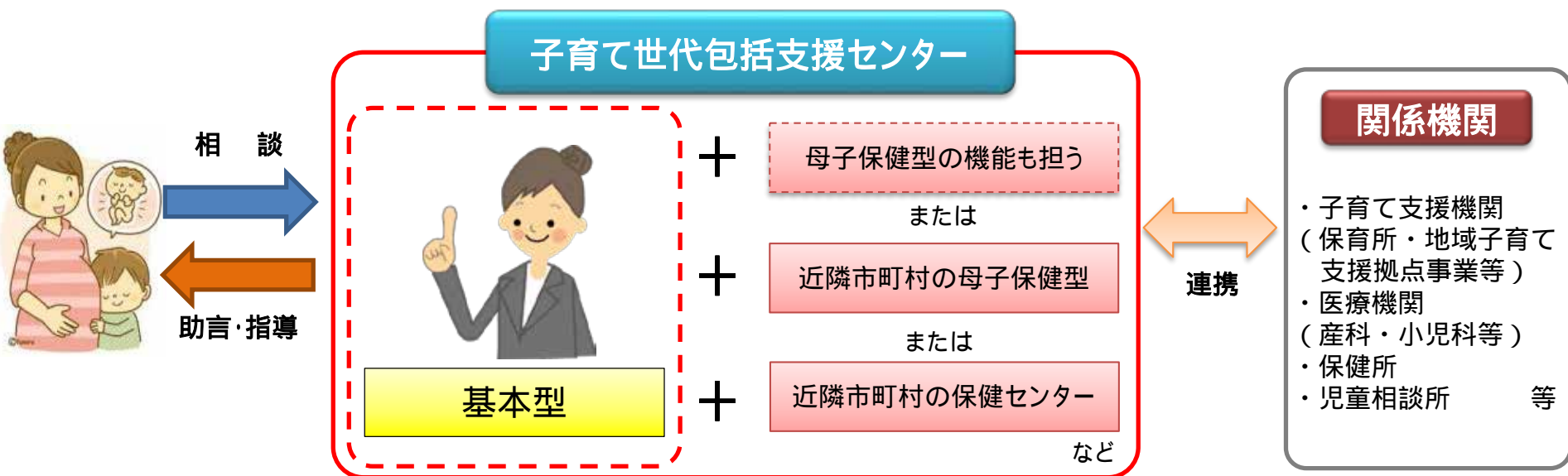
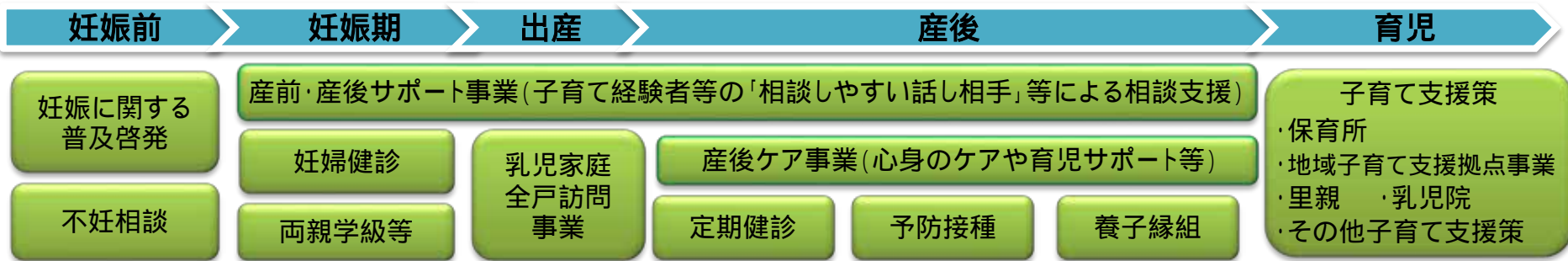


4 - 5 . 利用者支援事業(基本型)を中心に実施

(事業イメージ) 同一市町村において、利用者支援事業(基本型)のみ実施。利用者支援事業(母子保健型)の機能は、「利用者支援事業(基本型)のコーディネーター自体が担う」「隣接市町村の利用者支援事業(母子保健型)又は市町村保健センターのコーディネーターと緊密に連携して実施する」などにより対応する方法。



【妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援の実施】



5. 「切れ目ない支援」を実現するための、関係者による情報共有の仕組み

妊娠期から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援を実現するためには、フィンランドのネウボラのように、単一機関の一人のコーディネーターが継続的に関わることも1つの方法である。

また、地域の実情に応じた多様な事業展開の中で、子どもの発達段階等に応じて、あるいは、支援内容に応じて、複数のコーディネーター等が関わる場合には、関係者が必要な情報を共有し、切れ目なく支援に当たることが必要となる。

個人情報保護法等との関係

個人情報保護法では、本人の同意(オプトイン方式)があれば、個人情報の目的外利用も認められている。(この場合の「同意」は必ずしも書面によることを要しない。)

また、利用目的の範囲内であれば、オプトアウト方式(原則、本人の同意があるものとして取り扱い、同意しない場合に限り意思表示が必要となる方式)による第三者提供が認められている。

「利用目的の範囲内であるかどうか」の判断が難しい場合も想定されるため、利用者とのトラブルを避ける観点からは、書面による同意(オプトイン方式)が最も望ましい。

- * 例えば、妊娠届出の際のアンケートなどに「今後妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援に必要な場合には、市から関係機関に対し必要な情報を提供することに同意する」旨を記載し、本人の署名を得ておくことが考えられる。
- * 子どもの情報は、法定代理人である親が代わって同意可能と解釈されているが、妊娠時に子どもの分も含めて同意したとはみなせないの、子どもの出生後、改めて親の同意を取ることが望ましい。

このほか、

個人情報の引継が必要なたびごとに、個別に説明し、同意を取る方法

利用目的についてできる限り具体的にした上で、オプトアウト方式とすること

- * 例えば、妊娠届出の際のアンケートなどに「健康・育児相談、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、その他子育て支援業務に使用することがある」旨記載することが考えられる。

なども考えられ、各市町村の実情に応じて、適切な対応が必要となる。

5. 「切れ目ない支援」を実現するための、関係者による情報共有の仕組み

委託契約書、就業規則等での対応

前頁の対応に加え、個人情報の漏洩に対し更に実効性を高める対策として、委託契約書や就業規則等での対応が考えられる。

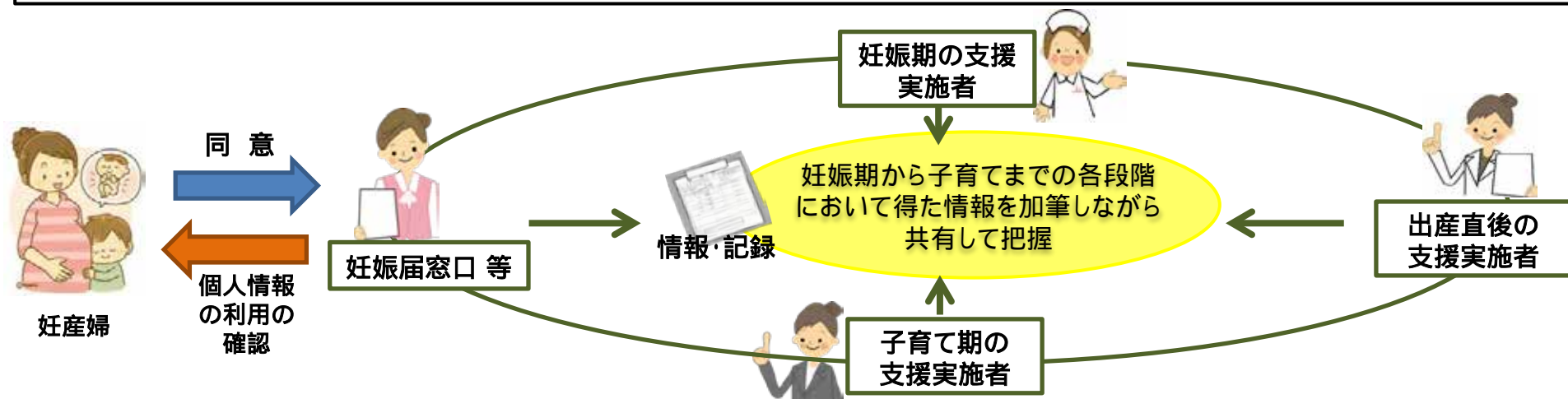
具体的には、自治体が第三者へ個人情報を共有する場合、以下を条件とすること等が考えられる

第三者が自治体の委託事業者の場合、委託契約書に、個人情報保護の定めや漏洩があった場合における委託解除や損害賠償請求を行うこと等を明記すること

(委託契約書の契約内容の参考例)

- ・契約違反があった場合は委託解除
- ・業務上損害が生じた場合は、受託者が責任を負う
- ・個人情報保護条例に基づき業務上知り得た情報の第三者への漏洩を禁止

第三者がNPO法人等の民間事業者の場合(の場合を含む。)、当該事業者の就業規則において個人情報保護について定め、かつ、個人情報を漏洩させた場合を懲戒事由とすること



契約書や規則などで個人情報漏洩の防止対策の徹底

6. 全国展開について

「子育て世代包括支援センター」については、「おおむね5年後(平成32年度)までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していく」とされている。

ここでいう「全国展開」とは、全国のどの地域でも、「妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援」の機能を持つ「仕組み」が確保されていることを意味するものであり、必ずしも、全市町村で、利用者支援事業(母子保健型)など特定の事業が実施されている必要はない。

また、特に人口の少ない市町村では、複数の市町村が共同・連携して、各種事業を組み合わせ、**「妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援」**の体制を確保していくことも考えられる。

これまでの先行事例を踏まえれば、概ね一人の保健師等が全数面接等の支援を行うことのできる妊婦の数は100人～200人であり、平均的な人口規模に換算すれば、1～2万人となる。

このため、概ねこれ以上の人口を有する市町村は、単独で**「妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援」**の体制確保を目指すことが期待されるが、これより小さな市町村の場合は、例えば、都道府県が、子ども・子育て支援法に基づく広域調整の権能を活用するなどして、複数市町村による体制確保を検討することも考えられる。

(参考)厚労省HPに、平成26年度の妊娠・出産包括支援モデル事業の取組事例集を掲載

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/h26nshm.pdf>)